

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金 募集要項

地域産業の発展及び地域経済の活性化を図るため、市内で新たにキッチンカー又は移動販売車を導入して移動販売を実施する者(中小企業・個人事業主に限る。※)に対し、導入に係る経費の一部を補助します。



※中小企業・個人事業主とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条に規定する会社及び個人です。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業(いわゆる「みなし大企業」)は除きます。

補助対象経費等

補助対象経費		補助限度額	補助率
(1)車両購入費・改造費 (キッチンカー等の購入、制作に要する経費) ※中古車の購入についても対象となります。	(2)設備導入経費 (機械装置、工具・器具備品、その他附帯する費用)	300,000円	1/2以内

【留意事項】

※補助金の交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものについては対象になりません。

※補助金の交付は、1事業者につき1回までとします。

※算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

※国、大阪府その他の機関等からの補助金を受けている場合は、上記経費から当該補助金等の額を控除した金額を補助対象経費とします。

対象要件

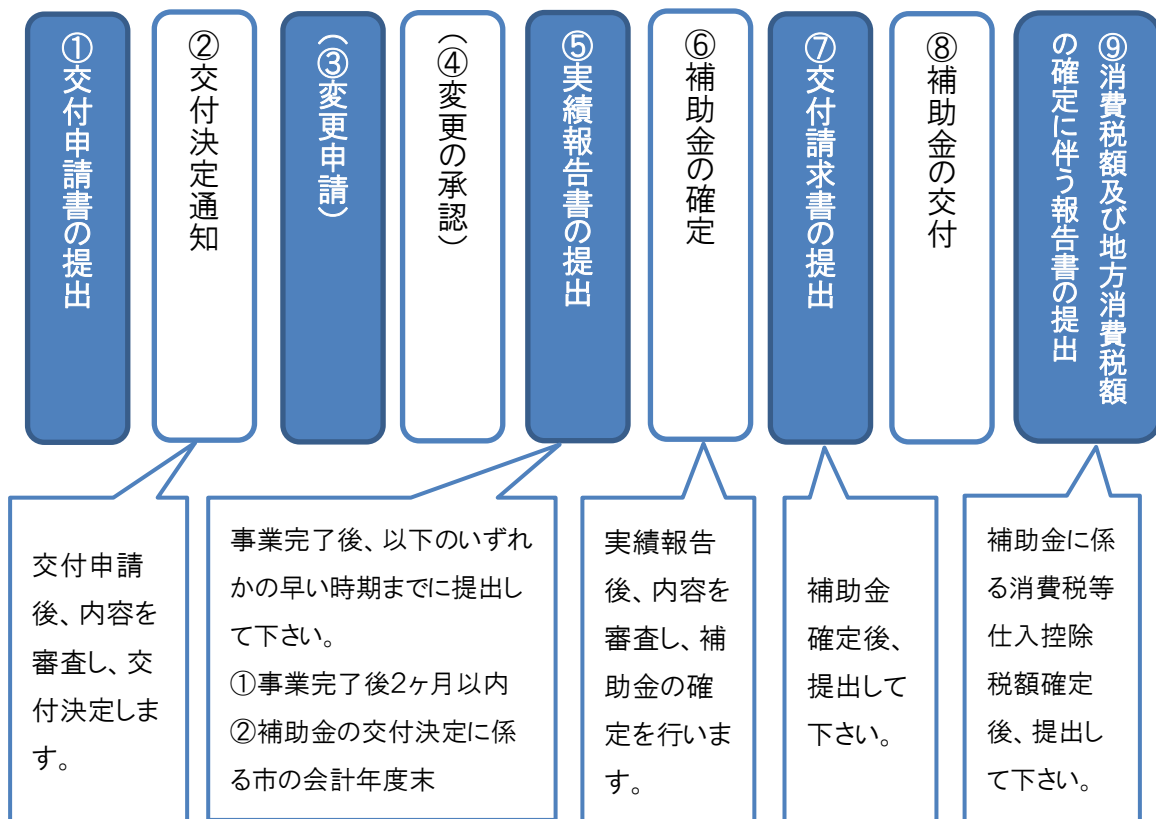
(1) 市内で新たにキッチンカー等による移動販売を開始する者で、下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 大阪狭山市内に主たる事業所等を有する中小企業又は個人事業主であること。
- ② 保健所に対してキッチンカー等による移動販売に係る営業に必要な申請、届出をしている又はする予定があること。
- ③ 取扱商品は原則食品とすること。(ただし、移動販売車については食品以外の日用品等も取扱可能とします。)
- ④ 市税の滞納がないこと。
- ⑤ 公序良俗に反しないものであること。

(2) 上記の要件に関わらず、次に該当する者は、補助の対象となりません。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者

補助金交付までの流れ



交付申請

(1)必要書類は以下のとおりです。

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 宣誓・同意書(様式第3号)
- ④ 補助対象経費の見積書
- ⑤ 代表者の本人確認書類の写し
(運転免許証(表裏)、マイナンバーカード等)
- ⑥ 大阪狭山市内に主たる事業所等を有することがわかる書類
(履歴事項全部証明書又は開業届の写し)
- ⑦ 市税の滞納がないことの証明書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

(2)交付申請に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請してください。

(※申請時に消費税等仕入控除税額が不明な場合を除く。)

変更申請

交付決定後、申請事項に変更が生じたときは、事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市に提出して下さい。(※ただし補助対象事業の目的及び補助金の額に変更を及ぼさない変更で、かつ補助対象経費の20%以内の変更である場合を除く。)

実績報告

(1)事業完了後、以下のいずれかの早い時期までに提出して下さい。

- ① 事業完了後2ヶ月以内
- ② 補助金の交付決定に係る市の会計年度末

(2)必要書類は以下の通りです。

- ① 実績報告書(様式第7号)
- ② 補助金により実施した内容が分かるもの(事業の完了が確認できる写真等)
- ③ 補助対象経費の支払を証明する書類(内訳明細書、領収書等)
- ④ 車検証の写し(車両に係る申請があるとき)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(3)実績報告に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告してください。

交付請求

- (1) 補助金確定後、交付請求書(様式第9号)を提出して下さい。
- (2) 交付請求の内容が適当と認められる場合は、補助金を交付します。

消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還

- (1) 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第10号)を提出して下さい。(※消費税等仕入控除税額が0円である場合も提出して下さい。)
- (2) 補助金返還額が生じた場合は、返還が必要となります。

その他

(1) 交付決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求められます。

- ① 補助金を補助対象経費に係る事業以外の用途に使用したとき。
- ② 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ③ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ④ 要綱の規定に違反したとき。

(2) 財産処分の制限

- ① 取得財産等の目的外使用や譲渡、交換、貸付等については、市の承認を受ける必要があります。(耐用年数を超える場合を除く。)
- ② 取得財産等を処分することにより収入がある場合、補助金返還の対象となることがあります。

(3) 帳簿等の整備

補助対象事業にかかる収入・支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類も含めて交付決定のあった年度の終了後5年間保存して下さい。



【問い合わせ】

大阪狭山市 市民生活部
産業振興・魅力創出グループ
TEL 072-366-0011 (代表)